

令和8年度利根町省エネ家電買替促進事業（物価高騰交付金）補助金

最大5万円補助

利根町では町民の家計負担の軽減及び本町の温室効果ガス排出量削減を図ることを目的として省エネ家電の買替費用の一部を補助します。

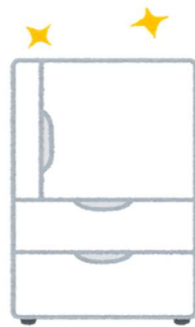
対象の省エネ家電



エアコン

【目標年度2027年度】

省エネ基準達成率100%以上



冷蔵庫

【目標年度2021年度】

省エネ基準達成率100%以上

【見 本】



統一省エネラベル

(省エネ基準達成率は

ここをチェック)

※実店舗又は事業所で購入した新品へ買替した家電のみが対象です。

※省エネ基準達成率については「省エネ型製品情報サイト」、実店舗又は事業所にてご確認ください。

※補助金の額は補助対象家電の購入に要する費用から、右の表の補助対象外費用を除いた額に、2分の1を乗じた額とし、5万円を限度とする。

【申請期間】

令和8年9月 1日（火）から

令和9年2月26日（金）まで

受付時間 午前 9:00～12:00

午後13:00～16:00

(土・日・祝日・年末年始を除く)

【購入対象期間】

令和8年4月 1日（水）から

令和9年1月31日（日）までの期間に購入・設置したものが対象となります。

予算の上限に達した際は終了となります。

補助対象費用

○本体費用のみ

補助対象外

○附属品、設置及び配送に係る費用

○買替に伴う機器の処理にかかる費用

○商品券、割引券、クーポン券又は販売

店等のポイントで支払った費用

申請要件

- ① 本町に住民票を有していること。（申請日時点）
- ② 購入製品を居住する町内の自宅に設置すること。
- ③ 申請者及び同一世帯員に町税等の滞納がないこと。
- ④ 本補助金、他の補助制度による補助を受けていないこと。
- ⑤ 旧機器を令和8年4月1日から令和9年1月31日までの期間に特定家庭用機器再商品化法に基づき適正に処理していること。

申請に必要な添付書類

- ① 令和8年度利根町省エネ家電買替促進事業（物価高騰交付金）補助金に係る誓約書兼同意書
- ② 補助対象家電のレシート又は領収書の写し
- ③ 補助対象家電の製造者が発行した当該補助対象家電に係る保証書の写し
- ④ 旧機器の処理に係る家電リサイクル券排出者控の写し
- ⑤ 振込先口座番号等が確認できる書類の写し（申請者名義のもの）
※通帳（表紙を開けた見開き）の写し、またはインターネットバンキングの口座情報の印刷物をご提出ください。
- ⑥ 本人確認ができる書類（運転免許証、マイナンバーカード等）
※その他、必要書類の提出をお願いすることがあります。

申請の流れ



※書類に不足や誤記がある場合、交付の対象外となることがあります。

お問合せ先

利根町役場生活環境課環境衛生係

電話番号：0297-68-2211（代表）

内線：236